

輝く女性活躍 パワーアップ企業 スタートアップ企業 登録制度

— 輝く女性活躍パワーアップ企業・スタートアップ企業とは —

鳥取県男女共同参画推進企業のうち、管理的地位（役員含む）に占める女性割合30%（スタートアップの場合は15%）以上を目標に、女性活躍推進のため自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組む企業のこと

登録要件

- ✳ 鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること（同時登録可能）
- ✳ 管理的地位（役員含む）に占める女性割合のアップを目標とする自主宣言・行動計画（3年間）を策定し、人材育成や環境整備に取り組むこと
- ✳ 活動拠点が鳥取県内に存在し、主に県内において事業活動を行う企業、法人又は団体であること

※行動計画期間中に管理的地位に占める女性割合30%以上という目標を達成できなかった場合、新たな行動計画を最大2回まで策定することが可能

登録の流れ

申請

登録申請書、企業宣言および行動計画を添付し申請
※鳥取県男女共同参画推進企業との同時申請も可能



登録

鳥取県男女共同参画推進企業認定審査会に諮った後、知事が登録



登録証交付

登録証を持参し交付
県のホームページ等で登録企業を公表



女性活躍
の推進！



※行動計画期間満了（3年）後、推進状況の報告が必要

鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課
〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースバック未来中心内
電話：0858-23-3977 FAX：0858-23-3989
Eメール：kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp



【企業宣言・行動計画の例示】

(様式第1号 別記1)

鳥取県輝く女性活躍/パワーアップ企業宣言(記入例)

申請組織名	株式会社山崎商事			認定番号	999	受付番号	111
所 在 地	鳥取市東町 1-100			業 種	卸売業、小売業		
役員(※1)及び従業員数(人)				管理的地位(※2)の従業員数(人)			
区 分	計	うち女性	割合(%)	計	うち女性	割合(%)	
役 員	3	1	33.3	3	1	33.3	
正 社 員	30	10	33.3	5	1	20.0	
非正社員	10	8	80.0				
合 計	43	19	44.2	8	2	25.0	

(※1) 常時勤務し一般労働者と同じ給与規則などで、毎月給与の支払いを受けているものに限る。

(※2) 名称の如何に関わらず、部下を管理監督する係長相当以上の職(役員を含む。)をいう。

【管理的地位の女性の職別・人数】 例：取締役1名、部長1名、課長1名、係長2名

取締役1名、課長1名

女性が輝き活躍できるよう、人材育成や環境整備を行い管理的地位に占める女性の割合を30%以上とすることを旨とし、次のように宣言します。

項目(複数選択可)

- ☒ 女性の管理職登用 ☐ 女性の積極的採用 ☒ 女性の配置・キャリア形成
☒ 女性の継続就業支援 ☐ 長時間労働是正などの働き方の改革 ☒ 女性の職域拡大
☐ 女性の再雇用や中途採用に関する取組 ☐ 職場風土の改革
☐ その他(自由記載) _____

女性の活躍推進に向け、経営トップのメッセージと今後の取組内容などを、自組織の実状にあわせて記載ください。

自主宣言

私たちは、地域のみならず愛される企業となるべく、社員の人材育成を行うと同時に、社員の満足度の向上を目指します。

1. 社員が働きやすいよう、柔軟な働き方に対する新たな制度の導入を図り実現します。
2. 仕事と家庭を両立しながら働き続けられるようサポートします。
3. 女性社員のキャリアアップをサポートし、管理的地位に新たに女性を登用します。

女性活躍の現状・課題点

- ・育児・介護休業に関する規則は、法に準拠したものとなっていることから、社員のニーズ等を掘り起こす必要がある。
- ・育児・介護等を行っている社員の実態を必ずしも把握できていない状況にない。
- ・社員の人材育成に繋がる育成計画が作成されていない。
- ・女性社員の管理的地位に占める割合が低い。

(様式第1号 別記2)

鳥取県輝く女性活躍/パワーアップ企業宣言にかかる行動計画(記入例)

申請組織名	株式会社山崎商事	認定番号	999	受付番号	111
所在地	鳥取市東町 1-100	業種	卸売業、小売業		

女性が輝き活躍できるよう人材育成と環境整備を行い、管理的地位に占める女性の割合を30%以上とすることを旨とし、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日の3年間

2. 宣言内容

宣言内容1: 社員が働きやすいよう、柔軟な働き方に対する新たな制度の導入を図り実現します。

<行動計画>

- 令和 年 月～ 社員アンケート調査実施
- 令和 年 月～ アンケート調査結果を踏まえ、社労士と相談
- 令和 年 月～ 新たな制度案作成
- 令和 年 月～ 社員との協議
- 令和 年 月～ 新制度の導入、社内広報紙による社員への周知

宣言内容2: 仕事と家庭を両立しながら働き続けられるようサポートします。

<行動計画>

- 育児、介護を行っている社員の現状を把握し支援策を検討する
- 令和 年 月～ 現状把握のための社員アンケート調査実施
- 令和 年 月～ 育児、介護を行っている社員への支援策の検討
- 令和 年 月～ 支援策の社員への周知、支援策の実施

<行動計画>

- 仕事と家庭の両立に対する理解の促進
- 令和 年 月～ 管理職を対象とした研修会の実施
- 令和 年 月～ 全社員を対象とした研修会の実施
- 令和 年 月～ 仕事と家庭の両立に関する相談体制を整備

宣言内容3: 女性社員のキャリアアップをサポートし、管理的地位に新たに女性を登用します。

<行動計画>

- 女性社員のキャリアアップを行い、積極的に登用することで、3年後の管理的地位に占める女性の割合の増加を目指す。(現状25%)
- 令和 年 月～ 社員の育成計画の作成
- 令和 年 月～ 育成計画に基づく教育訓練の実施
- 令和 年 月～ 昇進、昇格基準の見直し
- 令和 年 月～ 女性社員を対象としたキャリアデザイン研修の実施
- 令和 年 月～ キャリアデザインに応じ、様々な部署へ女性を配置
- 令和 年 月～ 女性社員の能力に応じ積極的に管理的地位へ登用し、管理的地位に占める女性の割合を増加させる

※空白が不足する場合は、行を増やしていただき複数ページに渡っても差し支えありません。

※この計画は、状況が変化する場合は、別紙で変更するものとします。

登録を受けると以下の企業支援補助金が使用できます

支援項目	対象経費等
女性のキャリアアップ等支援	人材育成研修費(講師謝金、講師料等)、資格取得に要する費用(受験料、テキスト代等)など [補助率: 1/2 上限20万円(スタートアップ企業: 上限10万円)]
離職者雇用奨励金	妊娠、出産、育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円] ※対象労働者が雇用保険被保険者として雇用されていたこと、正社員として新たに3カ月以上雇用していること等要件があります
育児休業復帰支援	女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円(最長3月)] ※労働協約または就業規則で定める育児休業制度の内容が確認できる書類(労働協約または就業規則の写しなど)、育児休業取得者の雇用期間、配属部署および業務内容が確認できる書類(組織図、労働条件通知書の写しなど)が必要になります

詳しくは

鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課 までお問い合わせください

TEL: 0858-23-3977 Eメール: kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

